

伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 5 号

伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 1 7 条 第 4 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附則第 5 項を附則第 8 項とし、附則第 4 項の次に次の 3 項を加える。

5 施行日前にした行為に対する旧情報公開条例第 1 7 条及び旧個人情報保護条例第 3 9 条の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第 4 項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。